

2014年2月 OIE コード委員会会合報告に対する

日本のコメント案

我が国は、陸生動物衛生基準委員会（コード委員会）並びに関連作業部会及びアドホックグループに対し、その成された仕事に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えてくれたことに感謝します。

しかしながら、我々は、コード委員会が、OIE 基準策定手続、とりわけ新条文採決のための標準とされる 2 年サイクルを必ずしも尊重していないことに懸念を持っています。また、たとえ 2 年間の議論を経た後であっても、リスト疾病等異論の多い問題に関しては、加盟国との密接かつ必要に応じて直接的対話を通じて、コンセンサスによる合意に向けた更なる努力をしていただきたいと思います。

1. 第 1.2 章- 疾病、感染症及び外部寄生虫症の OIE リスト基準

第 1.2.3.条

以下の疾病、感染症及び外部寄生虫症が OIE リストに含まれる。

総会で採決され、疾病、感染症及び外部寄生虫症の本リストが改正された場合には、新リストは翌年の 1 月 1 日から施行される。

1) 以下のものが、複数の動物種を宿主とする疾病、感染症及び外部寄生虫症の範疇に含まれる。

.....

- 水胞性口炎（検討中）— 水胞性口炎（検討中）

.....

5) 以下のものが、豚の疾病及び感染症の範疇に含まれる。

- 豚水胞病（検討中）— 豚水胞病（検討中）

理由

我が国は、本章の改正条文の採決のための投票は、OIE 一般規程によって必要とされている定足数を満たしていないことから、明らかに無効であると考えます。総投票数は、87 票（賛成 70、反対 16、棄権 1）であり、加盟

国の半数を超えて（90 カ国）いません。

OIE 一般規程第 50 条は「総会が投票手続に入るのは、当該機関の加盟国を代表する代表者の半数を超える者が出席している（訳注：are present）場合でなければならない」と規定しています。オックスフォードの辞書によると、「present」とは「特定の場所にいること」を意味しています。したがって、定足数は、代表者の（総会参加）登録数ではなく、実際に投票に参加した代表者の数によって数えなければなりません。民主的な制度においては、投票を拒否する又は投票時に議場から退出することは、正当な意思表示の方法です。本投票は定足数を満たしていないため、投票総数の 3 分の 2 の多数決は意味を持ちません。

また、OIE 陸生動物衛生規約の改正に関する決議第 31 号の関連章の採決も、本章改正案の投票が有効であるとの前提で準備され、決議されたものであるため、無効です。

我々は、投票は以下の状況から強行されるべきではなかったことを主張します。(1)現行のリスト基準に基づく議論によって、コンセンサスが達成できなかったこと、(2)本リスト基準を再検討するための新たな特別専門家会合の設置が決定されたこと、及び(3)当該疾病のリストからの除外は貿易上の懸念から緊急性のある案件ではないこと。更に、総会に出席登録した加盟国代表の 3 分の 1 超が投票を拒否したということにも留意すべきです。

我が国は、コード委員会に対し、アドホックグループ（特別専門家会合）によって議論される新たなリスト疾病基準に基づき OIE リストの見直しを行う機会まで、現行条文（2013 年の第 81 回総会で決議された元の条文をいう。）を変えることなく維持することを提案します。

我々は、事務局長に対しても信書を送付し、本件に言及しました。

関連コメント

我が国は、疾病リスト基準を検証する新たなアドホックグループの立ち上げを歓迎します。

我々は、第 82 回総会において全会一致で採決された決議第 32 号の以下の勧告「総会は、地域及び各国の優先動物疾病防疫に向けた努力を支援するために、OIE に対し、動物疾病の優先付けのための指針及び勧告を準備することを勧告する」を尊重するよう提案します。

我が国は、水胞性口炎や豚水胞病のような、国際獣医社会が長年にわたり積極的に防疫し、限られた区域に封じ込めることに成功した疾病の予防及

び管理のために地域及び各国が行っている努力を OIE が支援すべきであると考えます。

コード委員会の議長は、加盟国は、たとえリストから除外されたとしても、当該疾病を防疫し、根絶するための努力を継続し、その侵入及びまん延を防止するための措置をとることができるのかについて説明しました。しかしながら、世界貿易機関（WTO）の加盟国にとって、リスト疾病から除外された疾病の貿易措置は、関連国際基準、すなわち OIE コードがないことから、輸入リスク評価に基づくものとされています。

輸入リスク評価は、多くの国、とりわけ発展途上国にとって負担するゆとりのない非常に多くのリソースと時間を輸入国に求めます。加えて、リスト疾病から除外した後も国境措置が継続された場合には、関連国際基準がないことによって、輸入国と輸出国の間の貿易紛争のリスクが高まります。

したがって、リスト疾病からの除外は、当該疾病の予防及び管理の努力を継続しようとする加盟国のやる気をくじき、その侵入及びまん延を防ぐための国境措置を放棄させることになり、そのことが当該疾病のかつてのような世界的な再流行を引き起こすかもしれません。

2. 第 5.1 章 - 証明に関する一般的責務

第 5.1.2 条

輸入国の責任

- 1) 国際動物衛生証明書に含まれる輸入条件は、輸入国に導入された物品が、OIE の基準を遵守していることを保証するものとする。輸入国は、当該条件を OIE の関連基準によって勧告された国の適切な保護の水準を達成するために必要なものに限定するものとする。そのような基準がないそれらが OIE の基準よりも厳しいものである場合又は当該国がより貿易制限的な措置を定めようとする場合には、それは輸入リスク分析に基づくものとする。
- 2) 国際動物衛生証明書には、輸入国に存在し、公的管理プログラムの対象になっていない病原体又は動物疾病を排除する条件は含まれないものとする。特定の病原体又は疾病によるリスクを管理するために輸入品に課される措置は、当該輸入国内で運用される公的管理プログラムの一部として適用された措置がもたらすものよりも貿易制限的で

は高い保護の水準を求めないものとする。

理由

OIE 陸生動物衛生コードは、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）と整合しているべきです。現行条文の方が、提案された条文よりも SPS 協定との矛盾が少ないことは、以下の理由から明らかなことから、我々は、コード委員会に対し、現行条文を維持することを求めます。

SPS 協定第 3 条-3 によると、加盟国は、科学的に正当な理由がある場合には、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づく措置によって達成される水準よりも高い保護の水準をもたらす衛生措置を導入し、維持することができます。しかしながら、提案された条文-輸入国は、当該条件を OIE の関連基準よって勧告されたものに限定するものとする-では、この加盟国の権利が、OIE 基準に基づく措置を上限として制限されています。

SPS 協定附属書 A は、‘衛生植物検疫措置上の適切な保護の水準’について、加盟国の領域内における人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために衛生植物検疫措置を制定する当該加盟国が適切と認める保護の水準と定義しています。

OIE 陸生動物衛生コードもまた、適切な保護の水準とは、その領土内の人又は動物の生命又は健康を保護するための衛生措置を定めている国が、適切であると考える保護の水準をいうと規定しています。

したがって、加盟国は、OIE コードを含む関連国際基準にかかわらず、独立してその適切な保護の水準を定めることができます。

さらに、明瞭に定義された‘適切な保護の水準’の方が、目新しい概念よりもはるかに利用者にとってわかりやすいものです。

第 2 項に関し、‘当該輸入国内で運用される公的管理プログラムの一部として適用された措置’は、貿易措置ではなく国内措置です。我々は、どのような措置が、貿易と関連しない国内措置よりも貿易制限的になり得るのか理解できません。

3. 第 2.1 章- 輸入リスク分析

我が国は、第 82 回総会において、オーストラリアの代表が発言し、カナダの代表が支持した、水生コード第 2.1 章に対するコメントを支持し、関連陸

生コードの第 2.1 章からの‘適切な保護の水準’の言及の削除が、新条文の標準的な議論サイクルを経ることなく採決されたことに対し、彼らと同じ懸念を共有しています。

我々はまた、この点に関し、第 82 回総会における水生委員会議長の決定—彼はまた、当該改正は緊急の問題ではないことを認識し、提案された改正を翌年まで持ち越して、加盟国が協議する十分な時間を与えることに合意した—を支持します。

第 82 回総会では、それにもかかわらず、陸生コード第 2.1 章は採決されましたが、我々は、コード委員会が、WTO 協定の義務を慎重に参照し、当該条文を見直し、両コードの整合性を考慮の上、適切な改正条文を提案し、加盟国にコメントを求めることを望みます。

4. 第 7.X.章草案- アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム

総論コメント

我が国は、乳用牛も肉用牛も同じ種であることから、すでに総会で採決された第 7.9 章—アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム—と可能な限り整合させて、当該草案を作成することを提案します。

しかしながら、当該草案の条文の中には、第 7.9 章の関連条文と異なっているものの、牛のウェルフェアにとってより望ましいものもあることから、我々は、コード委員会に対し、両コードの整合性を考慮して、第 7.9 章も平行して見直すことを提案します。

個別コメント

第 7.X.5.条

良好なアニマルウェルフェアに関する規定

.....

1. 施設環境等のシステムの設計及び管理に関する推奨事項

.....

e) 床、敷料、寝床の表面及び舎外区域

.....

乳用牛が、舎内、舎外にかかわらず、繋がれていなければならない

場合には、最低限、横臥し、立ち上がり、自然な姿勢を維持し、スムーズに回転することができるようにするものとする。タイストール牛舎で飼われている牛は、ウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれない状態で十分な運動ができるようにするものとする。野外で繋がれている場合には、歩くことができるようにするものとする。家畜飼養者は、牛が繋がれている場合には、ウェルフェア上の問題のリスクが高まることを認識しておくものとする。(Loberg *et al.*, 2004; Tucker *et al.*, 2009).

.....

f) 場所、建物及び設備

.....

動物の行動を管理するために設計された帯電機器であって、ウェルフェア上の問題発生の増加に結びつくもの（たとえば、カウトレーナー、帯電式ゲート）は、使用されないものとする。

.....

乳用牛は、放牧地等の舎外区域への立入が可能な場所では、草を食んだり、運動したりする追加的機会によって跛行のリスクも減少する場合がある。

繋がれている牛は、最低限、横臥し、野外で繋がれる場合には、回転し、歩くことができるものとする。

すべての生産システムにおいて、飼料及び水の供給は、すべての牛が、飼料及び水を手に入れるものとする(DeVries and Keyserlingk, 2005; DeVries *et al.*, 2005, DeVries *et al.*, 2004; Endres *et al.*, 2005)。給餌設備及び給水設備は、清潔であって、腐敗した、かび臭い、酸味のある不快な飼料の混入及びふん尿による汚染がないものとする。

理由

- 1) 繋ぎ飼いに係る推奨事項は、第 7.9 章と同じく、‘場所、建物及び設備’の項目の下に置くのがより適切です。

我々が提案した条文は、第 7.9 章の関連条文と同じものです。繋ぎ飼いが依然重要な動物管理ツールであるということを所与のこととすると、第 7.9 章の記述の方が、より実行可能性が高く、アジアの発展途上国及

び先進国のいくつかの国の中小規模農家の畜産実態にとって、よりふさわしいものです。我々は、OIE コードが理想を求めて、画餅に帰すのを避けなければなりません。

- 2) ほとんどの中小規模農家が、非繋ぎ飼いの運動場を舎内に持っていないことを所与のこととすると、寒冷地、とりわけ冬季に豪雪になる区域では、牛を舎外で運動させることによって、アニマルウェルフェア上の別の問題発生が増加する場合があります。
- 3) カウトレーナーは、それが正しく使われている限り、牛に継続的な痛みや苦痛を与えるものではなく、寝わらを良好な衛生状態にし、むしろ高いウェルフェアをもたらすことから、ウェルフェア上の問題発生を増加させる帯電機器として‘カウトレーナー’を例示することは適切ではありません。

当該コード草案では、‘糞、泥又は汚物による過度な汚れ’が、アニマルウェルフェアの実用的な指標になり得るものとされています。我々の調査では、カウトレーナーで訓練された牛は、訓練前に比べて、かなり良好な外観を示すことがわかっています。



設置前



設置後

(出典: <http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ss/nkc/gijutsu/0711cowt.htm>)

第 7.X.5.条.

良好なアニマルウェルフェアに関する規定

.....

2. 畜産技術及び動物管理に関する推奨事項

.....

a) バイオセキュリティ及び動物衛生

i) バイオセキュリティ及び疾病予防

本章においては、バイオセキュリティとは、特定の衛生状態下で動物群を維持し、感染性病原体の侵入及びまん延を予防することを意図する一連の措置をいう。

バイオセキュリティプランは、動物群のあり得る最高の衛生状態、利用可能な資源及び社会基盤並びに現在の疾病リスクに応じて、また OIE リスト疾病の場合には、陸生コードに見られる関連の勧告に従い、設計、実施及び維持されるものとする。

.....

ii) 動物衛生管理

本章においては、動物衛生管理とは、乳用動物群の身体的及び生態的な健康及びウェルフェアを最適化することを意図するシステムをいう。それには、疾病及び当該動物群に影響する健康問題（とりわけ、乳房炎、跛行、繁殖及び代謝障害）の予防、治療及び管理が含まれる。

.....

ワクチン接種その他牛に処方される治療は、獣医師が実施するものとする。さもなければ、当該手法に熟練した者が、獣医学的又はその他の助言に基づいて、実施するものとする。

.....

慢性的な疾病又は損傷の場合で、治療に失敗し、回復が見込めない場合（たとえば、自力で起立不能又は摂餌若しくは飲水を拒絶する牛）には、当該動物は、適宜第 7.5 章又は第 7.6 章に従い、人道的に殺処分されるものとする(AABB, 2013; AVMA, 2013)。

抗菌剤の管理及び監視が、第 6.6 章から第 6.10 章に従い、実施されるものとする。

- 1) ‘バイオセキュリティ’及び‘動物衛生管理’の当該定義は、第 7.10 章アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システムのものとは厳密には同じではありません。同じことは、第 7.9 章第 7.9.5 条にも当てはまります。また、‘バイオセキュリティプラン’の用語は、陸生コードの用語解説で定義されています。
- 2) アニマルウェルフェアを確保するためには、牛に対するワクチン接種その他の処置は、獣医師が行うのがより望ましいことです。獣医師の利用ができない場合には、加盟国の状況次第で、他の者がそれを行うことが認められる場合もあります。しかしながら、そのような場合であっても、それは獣医師の助言に基づき行われるべきです。同じことは、第 7.9.5 条第 1-b 号にも当てはまります。
- 3) 慢性疾病のみならず急性又は亜急性の疾病も予後不良になる場合があります。そのような動物もまた、耐え難い苦痛を受ける前に、人道的に殺処分されるべきです。
- 4) 抗菌剤の使用に関し、陸生コードの関連章が適切に言及されるべきです。

第 7.X.5.条

良好なアニマルウェルフェアに関する規定

.....

2. 畜産技術及び動物管理に関する推奨事項

.....

b) 栄養

.....

飼料及び飼料原料は、栄養学的要求を満たす満足できる品質で、汚染及び悪化を最小限に抑えるよう保管されるものとする (CA 2004, CAC/RCP 54-2204)。飼料及び飼料原料は、健康に悪影響を与える物質の有無を適宜検査されるものとする(Binder, 2007)。飼料の管理及び監視が、第 6.3 章に従い、実施されるものとする。

理由

飼料中の危害の管理に関し、陸生コードの関連章が適切に言及されるべき

です。

第 7.X.5.条

良好なアニマルウェルフェアに関する規定

.....

2. 畜産技術及び動物管理に関する推奨事項

.....

1) 搾乳管理

.....

搾乳前後の長い待機時間が、健康及びウェルフェア上の問題（たとえば、跛行、摂食時間の減少）につながる場合がある。待機時間を最小限に抑えるように管理されるものとする。

泌乳促進剤としてのホルモン剤の使用には、特別な注意が払われるものとする。

理由

ホルモン剤で促進された泌乳は、牛の肉体的な負担を増加させる場合があり、そのことが、アニマルウェルフェア上の問題につながりかねません。

第 7.X.5.条

良好なアニマルウェルフェアに関する規定

.....

2. 畜産技術及び動物管理に関する推奨事項

.....

p) 災害管理 (検討中)

災害（たとえば、地震、洪水、火事、台風）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が施行されているものとする。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急備蓄飼料及び水の供給、

必要に応じた間引き及び人道的殺処分が含まれる場合がある。

早ばつ、吹雪、洪水等の異常気象条件の影響に対処するための計画もある。早ばつの場合には、動物管理の決定が可能な限り早期に行われるものとし、それには牛の頭数削減に関する検討が含まれるものとする。

病気又は受傷牛の人道的殺処分手順は、当該災害管理計画の一部とされるものとする。

緊急時計画の参照は、第 7.X.5 条第 1-g 号及び第 1-g 号に見ることができる。

理由

コード委員会が、動物の健康及びウェルフェアに関する災害リスクの緩和及び管理に関する OIE アドホックグループに諮問するまでは、本号は、予断することなく‘検討中’とするべきです。我々は、さもなければ、災害時にとられる措置は平時のそれとは間違いなく異なっていることから、コード委員会に対し、災害時のアニマルウェルフェアに係る独立したコード案を作成することを求めます。

5. 新規章 草案一 有鉤条虫感染症

総論コメント

本章では獣医当局、その他所管当局及び公衆衛生当局が並列して使用されています。我が国は、これら用語の使用方法の明確化と見直しを要請します。

個別コメント

第 X. X. 3 条

有鉤条虫感染症の予防及びまん延防止措置

...

当該獣医当局又はその他の所管当局は、以下の措置も実施するものとする。

1. 豚の感染予防

...

2. 豚でのまん延防止

- a) 獣医当局は、すべてのと畜豚が、第 6.2 章に従い、かつ陸生マニュアル第 2.9.5 章の方法を参考に従った、と畜後の肉の検査を受けるよう確保するものとする。

理由

食肉検査の方法に関するマニュアルの記載は、あまりにも広範に及び、何をしなければならないかが明確ではありません。それ故、我が国は、マニュアルの記述を参照すべき文書とみなすことができるように修正しました。

6. 新規章 草案- 豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス感染症 (PRRS)

総論コメント

我が国は、世界的な疾病の発生動向に関する最新の知見及び PRRS の撲滅に成功した諸国の経験に基づく勧告を提供する草案を基本的に支持します。また、新規章は、アジアの大陸部での強毒株の出現に対応するため作成が開始されましたが、PRRS ウイルスの 1 型及び 2 型の双方に観察された強毒株を含む新たな分離株が継続的に出現することから、(強毒株のみを標的とする) 特別な対策を提案することができなかつたということも理解します。

その上で、我が国は、PRRS が (素因となって) 二次感染を誘発し、これにより診断を難しくし、かつ重大な経済的な被害を与えるという本疾病の最も重要な特徴に関する記載が本コード章には不足していると考えます。このことについては、総則又は疾病監視体制の序論の何れかで言及することができます。